

公 示

次のとおり、公募します。

令和7年2月13日

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之

1 公募内容

- (1) 健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業で、次の2に掲げる(1)～(9)のいずれかの事業(複数の事業に応募することは可。)
- (2) 事業の趣旨
がんなど、発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病に罹患するおそれのある特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

以下の業務に従事していたことがある者に対する健康診断

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) コールタール業務関係
- (4) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係
- (5) 塩化ビニル業務関係
- (6) 石綿業務関係
- (7) 1、2-ジクロロプロパン業務関係
- (8) オルトートルイジン業務関係
- (9) 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン(以下、「MOCA」という。)業務関係

3 委託事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 特殊な技術等の条件

県内の医療機関及び近隣府県の医療機関で下記の選定基準等を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。
- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。
 - (ア) ベンジジン等業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
 - (イ) 粉じん業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
 - c 動脈血ガス分析装置
 - d 顕微鏡及び細菌培養器具
 - e 標本染色用器具
 - (ウ) コールタール業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
 - (エ) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

- b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
 - (オ) 塩化ビニル業務関係
 - a 顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - d 光電分光光度計
 - e シンチグラフィ撮影装置一式
 - f 血管造影器具
 - (カ) 石綿業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
 - (キ) 1、2-ジクロロプロパン業務関係
 - a 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
 - (ク) オルトートルイジン業務及びMOC A業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
- (4) (公社) 全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。
- なお、別途、和歌山労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。
- また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 **令和7年3月3日(月)** 17時まで
- (2) 意思表示先 和歌山労働局総務部総務課会計第一係 担当 (竹村)
- (3) 意思表示方法 上記意思表示先へ「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙)を提出し選定基準等の確認を受ける。文書を持参することとし、郵送する場合は書留とすること。
電子ファイル、ファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 意思表示様式 様式(例)は別紙参照のこと。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、和歌山労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結することとなる。

ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結ができないものである。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、和歌山労働局が審査、確定した費用を支払う精算払となる。健康診断費の単価等については「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」によるものとする。

8 再委託の制限

(1) 委託契約の全部を再委託することはできない。

(2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まれない。)する場合には、和歌山労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

(1) 委託手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱

(イ) 提出された書類は返却しない。

(ロ) 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。

(ハ) 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。

【本件担当、連絡先】

所在地：〒640-8581 和歌山県和歌山市黒田二丁目3-3 (2階)

担当：和歌山労働局労働基準部健康安全課 (村上)

電話：073-488-1151

(別紙) 様式例

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

所在地

名称

代表者名

印

健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に係る健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当〇〇病院は、貴局が公募する健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に係る健康診断のうち、△△業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したいので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当団体は、和歌山労働局から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例示：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付。

(担当者)
氏名
TEL

契 約 書 (例)

支出負担行為担当官和歌山労働局総務部長 (以下「甲」という。)と(医療機関名及び代表者氏名) (以下「乙」という。)は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳のうち、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第23条第1号から第15号の業務に係る手帳又は船員健康管理手帳のうち、石綿、じん肺の業務に係る手帳(以下「手帳」という。)の所持者(以下「手帳所持者」という。)に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲及び乙は、ともに信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 乙は、手帳所持者(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者(以下「労災保険の適用を受けない者」という。))を除く。)に対し、健康管理手帳又は船員健康管理手帳に係る健康診断を実施し、甲は、乙が当該健康診断の実施に要した費用を乙の請求に基づき支払うとともに、乙が手帳所持者で労災保険の適用を受けない者に対し健康診断を実施した場合には、必要に応じ、当該健康診断の実施に要した費用の支払が適切に行われるよう関係機関と協議を行う。

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関し必要な事項は都道府県労働局長が定める。

第4条 この契約の当事者は2か月前までに予告すれば、これを解約することができる。

第5条 この契約の有効期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

第6条 乙は個人情報の保護に関する法律等の適用を受ける者であり、この契約により保有した個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失または棄損の防止の他、保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

第7条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、随時甲及び乙が協議して定める。

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

甲 支出負担行為担当官
和歌山労働局 総務部長 ㊟

乙 (医療機関名及び代表者氏名) ㊟

契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項

- 1 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第23条第1号から第15号の業務に係る手帳又は船員健康管理手帳のうち、石綿、じん肺の業務に係る手帳（以下「手帳」という。）の所持者（以下「手帳所持者」という。）に対する健康診断は、都道府県労働局長と委託医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとする。
- 2 委託医療機関は、当該委託医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとする。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、都道府県労働局長に通知するものとする。
- 3 委託医療機関は、都道府県労働局長から送付される手帳所持者名簿により、手帳所持者に対して健康診断の受診の案内を行うものとする。
- 4 委託医療機関は、手帳所持者の健康診断により、再検査又は追加検査を行う必要が認められた者に対しては、当該健康診断の実施に当たる医師により、所見の説明等の必要事項の説明を行うものとする。
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の15に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は健康管理手帳又は船員健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上での医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。
- 6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の請求について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。
- 7 委託医療機関は、複数の業務に係る健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者（以下「複数手帳所持者」という。）の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。
- 8 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査（エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。）が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
- 9 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書（写真を含む。た

だし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。)が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

- 10 委託医療機関は、40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。
- 11 委託医療機関は、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。
- 12 委託医療機関は、石綿業務に係る手帳所持者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。
- 13 委託医療機関が健康診断に要した費用（契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。）の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書」（様式第1号）及び「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書」（様式第2号）を都道府県労働局長に提出して行うものとする。
- 14 健康診断費の支払は、請求のあった日から30日以内に行うものとする。
- 15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。
 - (1) ベンジジン等業務関係
 - ① 問診及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円
 - ② 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行った場合は4,000円を加算する。
 - ③ 膀胱鏡検査を行った場合は8,400円を加算する。
 - ④ 腎盂撮影検査を行った場合は8,700円を加算する。
 - (2) 粉じん業務関係
 - ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
 - ② 肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線の検査を行った場合は3,200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4,500円を加算する。
 - ③ 結核精密検査で結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、特殊撮影による胸部のエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を若しくはそれ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を、赤血球沈降速度検査を行った場合は1,500円を又はツベルクリン反

応検査を行った場合は900円を加算する。

- ④ 肺結核以外の合併症の検査で、結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、喀痰細胞診を行った場合は4,000円を、特殊撮影による胸部のエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、斜位像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を又は気管支造影を行った場合は9,500円を加算する。

(3) コールタール業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
- ② 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコピー検査を行った場合は30,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

- ⑤ 皮膚の病理学的検査を行った場合は16,400円を加算する。

(4) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
- ② 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコピー検査を行った場合は30,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

(5) 塩化ビニル業務関係

- ① 問診、胸部のエックス線写真及び血液検査（血清ビリルビン、GOT、GPT及びALP）の検査を行ったもの 10,100円
- ② 血小板数の検査を行った場合は400円を、 γ -GTPの検査を行った場合は200円を、ZTTの検査を行った場合は200円を、ICGの検査を行った場合は

1, 200円を、LDHの検査を行った場合は200円を、血清脂質の検査を行った場合は1, 000円を加算する。

- ③ 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5, 700円を加算する。
- ④ 肝又は脾のシンチグラムの検査を行った場合は16, 000円を加算する。
- ⑤ 中枢神経系の神経医学的検査を行った場合は4, 900円を加算する。

(6) 石綿業務関係

- ① 問診及び胸部のエックス線写真の検査を行ったもの 7, 400円
- ② 特殊な撮影法による胸部のエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5, 700円を加算する。
- ③ 喀痰の細胞診を行った場合は4, 000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコープ検査を行った場合は30, 000円を、気管支鏡検査を行った場合は6, 000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14, 400円を加算する。

(7) 1、2-ジクロロプロパン業務関係

- ① 問診及び血液検査（総ビリルビン、GOT、GPT、ALP及び γ -GTP）を行ったもの 8, 300円
- ② 腫瘍マーカーの検査を行った場合は3, 500円を加算する。
- ③ 腹部の超音波検査を行った場合は6, 400円を加算する。
- ④ 特殊な撮影法による腹部のエックス線写真の検査のうちで、腹部コンピュータ断層撮影を行った場合は19, 200円を加算する。
- ⑤ 腹部の磁気共鳴コンピュータ断層撮影を行った場合は3テスラ以上の機器による場合は22, 200円を、1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合は21, 400円を、それ以外の機器による場合は16, 800円を加算する。

(8) オルトートルイジン業務及びMOC A業務関係

- ① 問診、尿中の潜血検査及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6, 500円
- ② 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行った場合は4, 000円を加算する。
- ③ 膀胱鏡検査を行った場合は8, 400円を加算する。
- ④ 腹部の超音波による検査を行った場合は6, 400円を、尿路造影検査を行った場合は8, 700円を加算する。

(9) その他

- ① 委託医療機関が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側の委託医療機関において3,000円を加算する。また、紹介する側の委託医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。
 - ② 気管支ファイバースコピー検査又は気管支鏡検査を目的として紹介を受けた委託医療機関においては、他の委託医療機関より画像が提供された場合は、紹介を受けた委託医療機関において、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、頭部又は胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。
 - ③ 前記8において、複数の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断を異なる時期に実施し、後に実施する健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断で放射線被ばくを伴う検査を省略する場合については、後に実施する健康診断の問診の単価を5,400円とする。
 - ④ 前記9において、放射線被ばくを伴う検査を省略する場合は、先に受診した委託医療機関においては、当該検査の結果に係る文書の作成料として3,000円を加算し、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合は、当該貸与料又はコピー料を加算する。後に受診する委託医療機関においては、先に受診した委託医療機関より画像が提供された場合は、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。
 - ⑤ 健康診断の受診日時の調整、案内及び健診結果通知等に伴う事務費相当分として、健康診断実施者1人当たり1,000円を加算する。
 - ⑥ 委託医療機関と衛生検査所等の間の2(1)ウの業務委託契約に基づき、当該衛生検査所等が健康診断の一部を実施しても差し支えないものとする。ただし、衛生検査所等が行う場合の健康診断費は業務ごとに定められた健康診断費(15参照)の合計金額の2分の1未満とすることとし、その費用については、委託医療機関が適切に支払うこと。
- 16 委託医療機関が健康診断に要した費用のうち、契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る請求については、「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」(平成25年9月26日付け基発0926第4号厚生労働省労働基準局長通達)記の6の(2)に掲げる区分のとおり行うものとし、その支払については、当該請求の相手方の定めるところによるものとする。

健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給要領

1 趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第2項又は船員健康管理手帳制度に基づき、国が健康管理手帳所持者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）を除く。）又は船員健康管理手帳所持者に対して行う健康診断の受診の促進を図るため、この要領の定めるところにより、その受診のために要する旅費（以下「受診旅費」という。）を支給する。

2 支給対象者

受診旅費は、委託医療機関において、健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断（以下「健康診断」という。）を受診した者（労災保険の適用を受けない者を除く。以下「受診者」という。）に対して支給するものとする。

3 支給の範囲

受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に次の範囲で支給する。なお、付添人の旅費については、受診者の健康状況等からみて、一般的に必要なと判断すること。

ア 受診旅費の種類は交通費と宿泊料とする。

イ 交通費は、受診者及び付添人が交通機関（バス、電車、船、自家用自動車等をいう。）を利用して、その居住地と最寄りの委託医療機関を往復するために要する普通旅客運賃を支給する。

ウ 自家用自動車に係る旅費として支給する費用は、健康診断の受診に要したと認められる距離（その距離に1キロメートル未満の端数が生じた場合には、切り捨てること。）に応じて、走行1キロメートルにつき37円で算定した額とする。これは「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号）第19条の規定に基づく運賃の額の算定基準を準用したものであるため、今後、同条に基づく算定基準が改正された場合には、当該旅費についても改正後の算定基準に準拠すること。

エ 宿泊料は、地理的事実等により、宿泊の必要があると認められる場合は1泊につき6,600円を限度として実費額を支給。（宿泊費の請求は、請求書に領収証の原本を添付）する（2泊以上の宿泊を要する特段の事情がない限り1泊に限る。）

オ タクシー料金については、公的交通機関（バス、電車等をいう。）を利用することができない特段の理由がある場合のみ支給する。

4 手続

受診旅費の支給を受けようとする者（労災保険の適用を受けない者を除く。）は、委託医療機関に備え付けられた「健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」（様式第4号）に必要な事項を記入して、都道府県労働局長あて請求するものとする。

5 受診旅費の支給は、受診者の請求に基づき、都道府県労働局長が行うものとする。

6 請求を受けた都道府県労働局長は受診の事実を委託医療機関からの「健康管理手帳所持者に

係る健康診断費請求内訳書」(様式第2号)により確認するとともに請求書の内容を十分審査し、不正受給の防止に努めるものとする。

- 7 健康管理手帳所持者で労災保険の適用を受けない者に対して行われる健康診断の受診のために要する旅費については、必要に応じ、その支払が適切に行われるよう関係機関と協議を行う。

様式第1号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

労働局長殿

請求金額					千			円
------	--	--	--	--	---	--	--	---

ただし_____ほか_____名に対する健康管理手帳に係る健康診断費
内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円

上記の健康診断費は、下記口座へ振り込んでください。

(ふりがな) 振込先口座名義人			
振込先銀行名	銀行 信用金庫 農協 組	本店 支店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	第 号

上記の金額を請求します。
令和 年 月 日

請求人の(委託医療機関) _____

責任者氏名 _____

電話番号 () - - _____

- 注) 1 請求金額の頭部には、「¥」の文字をつけてください。
2 健康診断の種類欄には、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、ジアニジン、1, 2-ジクロロプロパン、オルトトルイジン若しくは3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン又は船員じん肺若しくは船員石綿の別を記入してください。

様式第2号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書
(種類)

委託医療 機関の番号	第 号	委託医療 機関の名称		
支払者名	健康管理 手帳の番号	健康診断 実施年月日	支払額	健康管理手 帳交付局名
	第 号	年 月 日	円	局
健康診断受診者氏名			(才)	

健康診断の内容		金額		摘要
検 査 項 目		円		
そ の 他				
合 計				

(種類) の欄には、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、ジアニシジン、1, 2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジン若しくは3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン又は船員じん肺若しくは船員石綿の別を記入すること。

様式第4号

健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

_____労働局長殿

私は、_____において、令和_____年_____月_____日に実施された健康診断を受診したので、下記交通費のとおり、その受診旅費を請求します。

請求年月日：令和_____年_____月_____日

(ふりがな) 氏名	
住所	〒 _____
電話番号	
健康管理 手帳番号	

(ふりがな) 振込先口座名義人			
振込先銀行名	銀行 信用金庫 農協 組	本店 支店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	第 _____ 号

交通機関利用月日	利用交通機関名	区間	交通費
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円

(注意)

1. 交通費は普通乗車運賃のみ支給いたします。
2. ご面倒ですが、受診旅費の請求は健康診断の受診の都度請求して下さい。なお、請求書は正確に記載し、受診した日から一週間以内に提出して下さい。
3. 健康診断を受けるのに宿泊が必要と考える場合は、所轄の労働局（健康安全課）へ照会して下さい。なお、請求する場合は、必ず領収書（原本）を添付して下さい。（上限額があります。）
4. 受診旅費の受領は銀行の口座振り込みに限定されます。（ゆうちょ銀行は振込不能となる場合が多いことから、取扱いしておりません。あらかじめご了承ください。）
5. ご不明な点はお手数ですが、所轄の労働局（健康安全課）へ照会して下さい。